

高槻市民間保育所等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市民間保育所等運営費補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市は、市内の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の特定教育・保育施設及び第29条の特定地域型保育を実施する事業所で本市以外が設置するもの（以下「民間保育所等」という。）における保育内容の充実を図るため、予算の範囲内において、この補助金を交付するものとする。

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第3条 この補助金は、民間保育所等を運営する事業者に対し、交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」
- (2) 法第2条第6号に規定する「暴力団員」
- (3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

2 前項ただし書きに掲げる要件の確認については、要件確認申立書（様式1-1号）にて確認することとする。ただし、当該事業者が平成26年1月14日付高コ第120号「高槻市の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」（通知）の排除の対象として確認を行わないことができる団体等に該当する場合、又は、当該年度において、すでに確認が出来ている場合は、この限りではない。

3 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、保育所は別表第1、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）は別表第2、小規模保育事業所（子ども・子育て支援法第7条第7項の小規模保育を実施する事業所をいう。以下同じ。）は別表第3、事業所内保育事業所（子ども・子育て支援法第7条第9項の事業所内保育を実施する事業所をいう。以下同じ。）は別表第4、新制度幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものをいう。以下同じ。）は別表第5のとおりとする。ただし、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高

槻市民間保育所等運営費補助金交付申請書（様式第1-2号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付するべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、当該申請のあった日から30日以内に、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市民間保育所等運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するもの

とする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市民間保育所等運営費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、高槻市民間保育所等運営費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は補助事業の内容を変更しようとするときは、高槻市民間保育所等運営費補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）歳入歳出計画書
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高槻市民間保育所等運営費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認したときは、当該補助事業者にかかる補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市民間保育所等運営費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（概算払いによる交付及び交付時期）

第10条 市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。なお、交付時期は6月、9月、12月及び3月（以下単に「交付月」という。）とし、交付決定額を4分割して交付する。なお、前条の規定に基づき補助額に変更が生じた場合は、変更交付決定日以降の交付月に、差額を交付月残数で分割して交付する。ただし、年度の途中に交付が決定した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市民間保育所等運営費補助金交付請求書（様式第8号）を各々の交付月に係る市長の指定する日までに提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市民間保育所等運営費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

第14条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第20条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者へ告知するものとする。

（補助事業完了届）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から1月以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、高槻市民間保育所等運営費補助金補助事業完了届（様式第

10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による補助事業完了届を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の効果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市民間保育所等運営費補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による補助事業完了届に基づき算出された額と、第5条第1項の規定による補助金の交付決定額(第9条第4項又は第11条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。)とのいずれか低い額をもって行う。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による補助事業完了届を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の精算)

第18条 概算払いにより補助金の交付を受けた補助事業者は、第16条の規定による通知を受けたときは、高槻市民間保育所等運営費補助金精算書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。ただし、第15条に掲げる書類に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第16条の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、第15条に掲げる書類の提出をもって、高槻市民間保育所等運営費補助金精算書を提出したものとみなす。

2 補助事業者は、第16条の規定により補助金の額が確定した場合において、既に交付を受けている補助金の額が当該確定した補助金の額に満たないときは、その差額に相当する補助金の交付を請求することができる。

3 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助金の交付の請求について準用する。

(実績報告)

第19条 補助事業者は、補助年度終了後3ヶ月以内に、高槻市民間保育所等運営費補助金実績報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入歳出報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の取消)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は公布を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第6条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第14条の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第15条の規定による補助事業完了届及び前条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (7) 第3条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市民間保育所等運営費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 補助事業者は、第9条第4項、第11条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合においては、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 補助事業者は第16条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

3 補助事業者は、第16条の規定による補助金額の確定を受けた後、交付された補助金の全部又は一部を使用しなかったことが判明したときは、市長が定める期日までに、当該金額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。なお、加算金の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。なお、延滞金の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第23条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（他の補助金の一時停止等）

第24条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

（理由の提示）

第25条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（物品の管理）

第26条 補助事業者は、補助事業により取得した物品又は効用の増加した物品（以下「取得物品」といい、性質及び形態を変ざることが少なく、比較的長期間にわたって使用又は保存することができるもので、取得価額又は評価額が30,000円以上のもの、その他高槻市物品取扱要領に定められた備品の定義に準じたものをいう。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得物品について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、取得物品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得物品の処分承認申請書（様式第15号。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、また災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由等により、やむを得ず取得物品が毀損又は滅失したときは、事後で処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の処分承認申請書の内容を確認した結果、次に掲げる場合には、前項の規定による取得物品の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得物品の処分承認書（様式第16号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（1）災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

（2）前号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

5 市長は、第3項の処分承認申請書の内容を確認した結果、処分を承認することが不相当であると認めるときは、速やかに取得物品の処分不承認書（様式第17号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（帳簿等の整備）

第27条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（留意事項）

第28条 補助事業者がその業務を行うにあたっては、補助事業の対象者への対応には十分配慮するとともに、業務を行うにあたって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならないこととする。

（委任）

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 高槻市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行）は廃止する。ただし、第18条から第24条及び第26条から第28条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 0 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。